

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第3条第1項の規定にもとづき申請を行なった託送供給等約款(平成29年4月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、Ⅲ(料金)に定める料金率、65(受電地点への供給設備の工事費負担金)、68(一般供給設備の工事費負担金)および附則9(契約の要件等についての特別措置)に定める工事費負担金の金額ならびに別表2(近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

### (1) Ⅲ(料金)に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消 費 税 等 相 当 額
	円	円
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	32.51	2.41
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	65.02	4.82
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	130.03	9.63
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	195.06	14.45
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	325.09	24.08
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	325.09	24.08
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	97.10	7.19

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	194.21	14.39
100ボルトアンペアをこえ る 1 機器につき100ボルト アンペアまでごとに	194.21	14.39
電灯標準接続送電サービス 基本料金		
19（接続送電サービス）(2) イ(イ)により接続送電サービ ス契約電力を定める場合		
1 接続送電サービスにつ き最初の接続送電サービ ス契約電力6キロワット まで	194.40	14.40
上記をこえる接続送電サ ービス契約電力1キロワ ットにつき	64.80	4.80
19（接続送電サービス）(2) イ(ロ)により接続送電サービ ス契約容量を定める場合		
1 接続送電サービスにつ き最初の接続送電サービ ス契約容量6キロボルト アンペアまで	162.00	12.00
上記をこえる接続送電サ ービス契約容量1キロボ ルトアンペアにつき	54.00	4.00
電力量料金		
1キロワット時につき	7.88	0.58
電灯時間帯別接続送電サービス 基本料金		
19（接続送電サービス）(2) イ(イ)により接続送電サービ ス契約電力を定める場合		
1 接続送電サービスにつ き最初の接続送電サービ ス契約電力6キロワット まで	194.40	14.40
上記をこえる接続送電サ ービス契約電力1キロワ ットにつき	64.80	4.80

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
19（接続送電サービス）（2） イ（㊦）により接続送電サービス契約容量を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量6キロボルトアンペアまで	162.00	12.00
上記をこえる接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	54.00	4.00
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	8.54	0.63
夜間時間		
1キロワット時につき	7.10	0.53
電灯従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	11.07	0.82
動力標準接続送電サービス 基本料金		
19（接続送電サービス）（2） イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	421.20	31.20
19（接続送電サービス）（2） イ（ハ）により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	345.60	25.60
電力量料金		
1キロワット時につき	5.00	0.37
動力時間帯別接続送電サービス 基本料金		
19（接続送電サービス）（2） イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	421.20	31.20

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
19 (接続送電サービス) (2) イ(ハ)により接続送電サービス 契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	345.60	25.60
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	5.39	0.40
夜間時間		
1キロワット時につき	4.53	0.34
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	11.90	0.88
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	507.60	37.60
電力量料金		
1キロワット時につき	2.54	0.19
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	507.60	37.60
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	2.75	0.20
夜間時間		
1キロワット時につき	2.24	0.17
高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	10.85	0.80
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	399.60	29.60
電力量料金		
1キロワット時につき	1.18	0.09
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	399.60	29.60

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	1.25	0.09
夜間時間		
1キロワット時につき	1.09	0.08
特別高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	7.73	0.57
1年間を通じての最大需要電力等 が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワット につき		
高圧で供給する場合	302.40	22.40
特別高圧で供給する場合	237.60	17.60
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	2.88	0.21
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	5.77	0.43
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペア までごとに	5.77	0.43
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	57.64	4.27
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペア までごとに	57.64	4.27
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力 1キロワット1日につき	73.25	5.43

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
予備送電サービス		
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力		
1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	74.52	5.52
特別高圧で供給する場合	72.36	5.36
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力		
1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	145.80	10.80
特別高圧で供給する場合	111.24	8.24

- (2) 65(受電地点への供給設備の工事費負担金)および附則9(契約の要件等についての特別措置)に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
発電設備からの出力により,当社配電 用変電所バンクにおいて逆潮流が生 じるおそれのある場合で,これに係る 措置として当社が新たに供給設備を 施設するときの工事費負担金		
新増加契約受電電力1キロワット につき	2,916.00	216.00

- (3) 68(一般供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
低圧または高圧で供給する場合		
架空供給側接続設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中供給側接続設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	26,352.00	1,952.00
特別高圧で供給する場合		
工事費		
架空供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約		
電力1キロワットにつき		

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	550.80	40.80
標準電圧70,000ボルトで供給する場合	162.00	12.00
地中供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加接続送電サービス契約 電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	615.60	45.60
標準電圧70,000ボルトで供給する場合	410.40	30.40
当社負担額 新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,400.00	400.00

(4) 別表2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
近接性評価割引単価 1キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	0.70	0.05
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ140,000ボルト以下の場合	0.41	0.03
受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合	0.21	0.02